

国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））推進に向けた 当面の対応（案）

平成 25 年 5 月 28 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））について

（１）国土強靱化の検討経緯

- 政府として国土強靱化に関する検討を深めるため、様々な分野の学識経験者や民間企業等から構成される「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（以下「懇談会」）の第 1 回を平成 25 年 3 月 5 日に開催し、以降 5 月末までに 6 回開催した。
- また、政府内における国土強靱化の推進体制の強化として、平成 25 年 3 月 19 日に「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」）の第 1 回を開催し、以降 5 月末までに 3 回開催した。
- 検討の具体化の一環として、政府の平成 25 年 4 月 10 日に「自然災害等に対する脆弱性評価」を実施するため、関係府省庁に作業依頼を行った。また、地方公共団体、経済団体等にも同様に意見等を求めた。

（２）国土強靱化推進に関する基本の方針

- 政府としての基本的な考え方を示すため平成 25 年 4 月 10 日開催の連絡会議において決定された「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））推進に向けた考え方」を踏まえ、国土強靱化の推進については、次の方針で取り組んでいくこととする。
- まず、「強くてしなやかな（強靱な）」国づくりの基本的な方針として、次の 4 原則が挙げられる。
 - 1）人命は何としても守り抜く
 - 2）行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない
 - 3）財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する
 - 4）迅速な復旧・復興を可能にする
- また、施策の具体化に当たって、次の方針によることとする。
 - 1）既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減
 - 2）施設等の効率的かつ効果的な維持管理
 - 3）地域の特性に応じた自然との共生・環境との調和
 - 4）施策の重点化
 - 5）民間資金の積極的な活用
- 以上により強靱化（レジリエンス）に向けた取組を進めることは、人命を守るだけでなく、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保すること等を通じて、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼の獲得をもたらすものと考えられる。

2 「自然災害等に対する脆弱性評価」の結果(概要)

(1) 「プログラム」と「施策分野」の考え方

- 国土の強靱性を確保するうえで事前に備えるべき目標（別紙1）に照らして、危険な（起こってははならない）事態について、懇談会委員の指摘と、各府省庁が想定しているものを踏まえ、これまで各府省庁等が取り組んでいる施策のみでは事態回避に向けた十分な対応が困難であると判断される45の事態を（別紙2）のとおり整理を行った。
- 各事態を回避するために必要な各府省庁の施策のパッケージを「プログラム」と呼ぶ。一方で、国土強靱化は非常時を想定しつつ平時における施策の見直しにつなげることが重要であることから、各府省庁の施策を、行政機能・生活・経済社会・国土等の府省横断的な視点で12の分野に分類した（別紙3）。45のプログラムに各府省庁が現在行っている施策を対応させることで、対策や連携に関する課題が確認できるよう整理を行った（別紙4）。

(2) 評価結果の概要

- 各プログラムへの対応は、施策分野横断的になされることが望ましいが、別紙4のとおり、個々の事態については、特に関係の深い施策分野の施策以外の対応が希薄である事例が多くなっている。また、関係府省庁間、国と地方、官民の連携が十分でない場合も多い。プログラム別の課題は別紙4の「コラムA」に記載しているとおりである。
- プログラム横断的な施策分野で見ても、必要な施策は実施しているものの、施策の効果があがるまでにタイムラグがあり、その間のリスク対応が十分でないこと、また、対応が困難と思われる事態に対しては施策そのものが検討されていない事例も見受けられる。中長期的な対応が必要と思われる施策については、特にその傾向が強い。施策分野別の課題は、目標ごとに、「コラムB」に記載しているとおりである。
- 都道府県、経済団体からの意見については、主な意見について（別紙5）に整理を行っている。

(3) 今後の対応

- 別紙4コラムAの課題については、具体のリスクに直結することから、各府省庁において早急に対応を検討し、必要なものは平成26年度概算要求に反映させる。なお、関係機関の連携が特に必要なものについては、後述のとおり懇談会のワーキング・グループで検討を行う。
- 都道府県、経済団体からの意見についても、各府省庁において検討を行い、必要のところから施策に反映させる。
- 別紙4コラムBの課題への対応については、中長期的な政策や、関連する計画等の見直しも含め、各府省庁において検討を行う。

3 重点化・優先順位の考え方

(1) プログラムの重点化・優先順位づけ

1) 国の役割の大きさ

- 国土強靱化の推進に必要な施策の重点化・優先順位付けは、プログラムを単位として判断する。重点化・優先順位付けの判断基準として、まずは、プログラムにおける目標実現のため、国が果たすべき役割が大きいと認められるかどうかが挙げられる。
- 具体的には、国家機能に直結するものであるか、広域的な対応が必要なものであるか、地方公共団体が一義的に対応することが困難であると認められるものであるか、で判断される。

2) 影響の大きさと緊急度

- 事態が回避できなかった場合の影響が極めて甚大であると認められ、かつ、事態の起こりやすさが一定程度認められ早急な対応が必要と判断されるかどうかについても、重点化・優先順位付けの判断基準となる。
- 影響の大きさについては、基本的な方針のうち、特に「人命を守る」「重要な機能が致命傷を負わない」という視点を重視する。

(2) 施策の検討と評価

- 上記(1)の観点から、今後、懇談会の意見を聞きつつ、国土強靱化担当大臣が、プログラムに係る重点化・優先順位について具体的な判断を行い、各府省庁はそれを十分踏まえ、メリハリをつけた施策の検討を行う。
- このほか、関係府省庁間、国と地方、官民の連携が特に必要なプログラムについては、懇談会とも連携してワーキング・グループ（別紙6）において必要な施策検討を行う。
- 各府省庁が、国土強靱化に関連する新たな施策を企画立案する場合は、各プログラムの目標に照らして、必要性・有効性・効率性を評価する。その際、ハード・ソフトの連携、他機関（民間を含む）との連携、平時の効果に十分留意する（プログラム目標は今後具体化させる。）。
- 上記の検討結果は、施策分野ごとの課題に対する検討へ反映させる。

4 国土強靱化の戦略的な推進

(1) 今回の「当面の対応」の位置づけ

- 今回の「当面の対応」は、限られた期間の中での概略・予備的な調査等に基づくいわば試行であり、今後、各省庁における施策の具体化等の検討状況も踏まえつつ、より精緻な取組へ進化させていくこととする。

(2) 年央までに実施するもの

- 7月末を目途に、各プログラムの今後の対応方針を取りまとめる。
その際、関係府省庁間、国と地方、官民の連携が特に必要なプログラムについては、懇談会にワーキング・グループを設置して検討を行う。また、「起こってはならない事態」に共通するプログラムとして、「リスクコミュニケーションの推進」についても、ワーキング・グループを設置して検討を行う。
- あわせて、プログラムの重点化・優先順位づけに関する方針を具体化する。
- 8月末を目途に、施策分野別の政策課題、及び都道府県・経済団体からの意見（規制改革等）についての対応方針を取りまとめる。
- その他、国土強靱化を推進するために必要な措置等について内閣官房において検討する。

(3) 今秋以降に実施するもの

- 上記の検討状況を踏まえ、特に施策分野別の政策課題への対応を中心に、国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針になる「国土強靱化政策大綱（仮称）」を策定する。

※ 別紙

1. 国土の強靱性（レジリエンス）を確保するうえで事前に備えるべき目標
2. プログラムにより目指すべき起こってはいけない事態
3. 施策分野一覧
4. 脆弱性評価の結果概要（表形式）
- 5－1. 都道府県からの主な意見（国の施策として必要な取組）
- 5－2. 民間経済団体からの主な意見
6. ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会ワーキング・グループ